

平成29年第2回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月19日(月曜日)午後2時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第2号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて

日程第 4 議案第3号 土地の処分について

日程第 5 議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算(第1号)について

日程第 6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

日程第 7 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について

日程第 8 発議第2号 国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬	康陽	君	2番	御園	生明	君
3番	松野	唱平	君	4番	河野	康二郎	君
5番	森川	剛典	君	6番	大倉	正幸	君
7番	板倉	正勝	君	8番	左一郎	君	君
9番	加藤	喜男	君	10番	仁茂田	健一	君
11番	丸島	なか	君	12番	和田	和夫	君
14番	松崎	剛忠	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	小高	憲二	君	総務課長	常泉	秀雄	君
企画政策課長	田中	英司	君	財政課長	土橋	博美	君
税務住民課長	仁茂田	宏子	君	保健福祉課長	荒井	清志	君

産業振興課長 岩崎彰君 農地保全課長 松坂和俊君
建設環境課長 唐錬伸康君 ガス課長 大杉孝君
学校教育課長 浅生博之君 学校教育課主幹 佐藤功君
生涯学習課長 岩崎利之君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 大塚孝一 書記 山本和人
書記 片岡勤

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 皆さん、こんにちは。本日が最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。
ただいまから平成29年第2回長南町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（午後 2時00分）

○議長（板倉正勝君） 日程に入る前に、執行部から議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第1号）に係る追加資料を配付したい旨の申し出がございましたので、これから配付いたします。

[資料配付]

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第1、諸般の報告をいたします。
本日、丸島なか君外3名から発議2件を受理しましたので、報告をいたします。
なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第2、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第3、議案第2号　財産の無償貸付につき議決を求ることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君）　参考資料の図面から1点お聞きいたします。

線引きなんですけれども、東小学校の資料館が除かれています。元資料館、今、倉庫になっているかどうかわからないけれども、とりあえず資料館だと思うんですけれども、そこに入る道が今度はなくなっちゃうんですね、この図面からいくと。それはどうして、公の土地でも5年間貸し付ければ民有地になっちゃうわけですよね。

[「ならない」と言う人あり]

○10番（仁茂田健一君）　ならない。ならないんだろうけれども、とりあえず貸し付けた場合、そこに入っていくのに、全てそこまで貸し付けるわけでしょう、この図面からいくと。門から中、消防機庫のそばまでは、その面積は貸し付けしないと。そこから資料館まで行く間、今、道路と畠があるんですけども、その畠をひっくりめて全部貸し付けと、線引きがなっていますよね、河川まで。それで、資料館に入っていく道がなくなる。

それとあと、東小学校の東門の前の忠魂碑のあるところの駐車場、そこも貸し付けるわけですけれども、これは、クラフティさんのほうからの要望で貸し付けるのか、役場のほうとすれば、管理に対して面倒くさいから貸してしまうのか。

忠魂碑にしても、誰か来たときに、車を置くのに今度は路上駐車という形になると思うんですよね。一々民有地のほうに断って車を置かなくちゃいけないというような、あと、また地域の人がそこの駐車場を時々利用するにしても、利用できなくなるという不都合が出てくるんですけども、これはどういうお考えでいらっしゃるのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　それでは、仁茂田議員さんのご質問、2点ございます。

まず、資料館の箇所についての通路はどうするのかということで、これについても、さきの総務常任委員会協議会のほうでも質問が出ました。原則的に、この教育資料館というのは、クラフティ様にとって特に必要とする箇所ではございません。地番も420の3ということで、地番は明確に、登記簿上の地番は区分されております。しかしながら、何らかの事情でお使いになる場合には、当然、今、貸し付けている土地の学校敷地内の用地の中を通つていいというような形での下協議は、了解はとつてございます。

それと、2点目の忠魂碑の関係の反対側につきましては、クラフティさんの事業運営、さきの議会全員協議会あるいは地元の説明会等で聞いておると思うんですけども、テレビあるいは映画のコマーシャル、そういった関係で町外から人を呼び込む。当然そこには、利活用の仕方としては、秋口には企業等の運動会、そういったさまざまなバリエーションでの利用形態があるというふうに伺っております。そういったときに、彼らが町外から来る場合の駐車場という形で利用していただくという観点から、地域の住民の皆様方に迷惑をかけない、既存にある駐車場をご利用していただくというふうに考えておることから、反対側の忠魂碑の駐車場もお貸ししたわけでございます。

これについては、特に企業さん側から特段の要望等はございませんでしたけれども、双方で話し合う中で、そういった事業運営等を見はからう中で、そのようにしたほうがベターであるという考え方のもとに、そちらのほうも駐車場としての貸し付けという形で入れたわけでございます。

当然、クラフティ様につきましては、何か地域のイベント、そういった場合には、一旦はクラフティさんにその駐車場を貸し付けるわけですけれども、地域住民の方が何かしらの利用形態でお貸し願いたいという場合には、当然、クラフティ様の企業側もお貸しになるということで、ある程度の考え方、お答え等をいただいておりますので、地元の方々には迷惑がかからないものというふうに確信しております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 大体わかったんですけども、ただ、ふだん勝手にぽんと置いたりしたり、ちょっと待ち合わせしたり、あと忠魂碑にお参りするときに置いたときに、もし向こうが活動しているときに、うちのところに車をとめてあるとか、そういう苦情とか何かは大丈夫ですね。それだけ確認をとっておきます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、仁茂田議員さんのおっしゃったご質問、前もって、地域住民の方がここにとめるにしても、おおよそ限られた、限定した台数だと思われます。例えば企業等の運動会だとか、あるいは撮影でロケに何時間か入って、そのところを全面的に使うという場合には、周りの方々もある程度わかると思います。そういった場合には、企業側のほうもそういう形で全面的に使うので、そのときには地域住民の方は使えないという形で十分ご認識できると思います。

ふだん使う場合には、さほど、一、二台であれば、そこら辺のところは一向に支障は来さないものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに。

9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 議案第2号の財産の無償貸付の議決を求められているわけです。

議案書の裏面には、財産の種類、所在地、相手側、貸付期間等が記載されおります。また、参考資料も提出されているわけですが、参考資料を拝見いたしますと、議案書の裏面とほとんど変わることがなく、大した参考にはなっておりません。

この議案については、契約書の案を示すことが最も重要であると思うわけであります。なぜ契約書の案が今回示されないのか、また契約書の案はできているのか、お聞きします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　契約書が示されないのか、あるいは契約書ができるのかというご質問でございます。

現在、契約者の進出企業予定者の相手方とは下調整、下協議中でございます。これについては、今、この議案審議中で、ご可決をいただける思いの中で、ある程度の契約書の素案はできておるということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君）　下調整中であるということで、まだ完成はしていないんだということ、状況をお聞きしました。

この議決を経れば、もう契約していいんだということと判断をされておると思いますが、ここで議決して可決した場合に、その契約書は議会に開示されるつもりがあるのか、どういう方法で我々にその契約書を見せるつもりがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　契約の締結時期については、議案での契約期間でうたっておりますとおり、この議案のご可決、ご承認をいただければ、議会全員協議会、7日の日に行つたときにもお話ししたとおり、7月上旬、7月1日付の契約でこの関係については締結する予定であります。

契約書案の開示については、今般のこの議会で議案のご可決、ご承認をいただいた後に、議会閉会後には開示、説明する予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君）　それでは、今回で、無償でいいよという議決をいただければ、あと契約は執行部、町長がよしなにやっておくよと。あとはそんなに議会、気にするなというようなことと考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　加藤議員のご質問の内容からすると、町長、議会をないがしろにしているのではないかというようなことを踏まえてのものかなというふうに思っておりまして、ちょっと残念に思うところでありますけれども、私は常に地方自治のルールに基づいて事務執行しているつもりでおります。議会の権限、長の権限があるわけですが、法令に基づいて事務を遂行しているわけであります。したがつて、議決を要する契約以外の契約については、長である私の権限の中で締結できるものというふうに思っております。

今回は、公有財産を適正な対価なくして貸し付けることについての議会の議決を求めるものであります、

そうはいっても、やはり議会と執行機関双方、理解と協力なくしては円滑な行政運営もできないわけあります。したがって、今回の件に限らず重要事項については、議会にお諮りしなくてはならないことについては、全員協議会をお願いするなどしてご報告、ご説明をしているところでございます。

そういう中で、今回の契約書案、協定書案についても、財産無償貸付の議決がされれば、この後それを公示しするつもりではいます。そういうことで、今後とも議会と円満な行政運営ができますように、また議員の皆さん方についてもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君）ほかにございませんか。

5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）契約書の問題は、それはルールだと言われればそうかもしれません、この無償貸付というの非常に幅があると思うんですね。私は、貸し付けることはいいと思っていますよ。ただ、前回の一般質問で加藤議員が言いましたけれども、地震があったとか大規模な改修があったときには、こちらの財政出動、お金が出ていくわけですよね。だから、そういう条件ははっきりと明記してくれないと、あるいは特記事項、言われてなくて、何だそうなっていたということでは、私どももやはりチェック機関として、住民に十分あるときチェックしたんだよと言えないわけですね。

ですから、そういう大きな項目についてはちゃんと明記してください。この間、一般質問でそう答えたからそうだと思いますけれども、その辺についてはどうですか。無償貸付でもいろいろ条件があると思うんです。それをもう少し丁寧に、今回の無償貸付はこうだと、そういう意味で契約書の、特に貸し付けるとか、住民利用があるとか、そういうことについては表記してほしいと思うんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（板倉正勝君）ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）今回、議決に付すべき案件について提案をさせていただいております。したがって、議決後には、先ほど申し上げましたように、事が大きな公有財産の貸し付けに関する事ですから、協定書案、土地賃貸契約書の案については、きちんと説明し、ご理解をいただきたいというような思いであります。

その契約書案の中に、そういうこともきちんと盛り込んでおるはずでありますので、それは皆さん方にいま一度お示しした中で、ご意見をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）再度の確認になりますけれども、その案をなぜ私どもに見せられないのか。ルールがなくても、何を町は締結しているんだと、そういう信頼関係でいいと思うんですけども、それは、案というものはルール上提示しなくていいんですか。あとは任せてくれというルールで、おっしゃっているので、そうだと思うんですが、それでいいんですか。

○議長（板倉正勝君）ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）そのとおりだというふうに思っております。

したがって、何回も言うようですがけれども、議会の皆さんに知っておいてもらいたいこと、理解していただきたいものについては、きちんといろいろなところで提案し、説明し、報告させていただいているということですご理解いただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 私もいろいろ説明は聞いたので、説明の中で出なかった特記事項を書くというようなことはないということでおよろしいですよね。大体出尽くしていますよね。その案の中に入っていますよね。

こういう確認をしなきゃいけないので、見せてほしいような気はしているんですけども、これで最後ですから、そういう説明された以外のことは、案の中に入っていないということで理解してよろしいですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この契約書の案につきましては、森川議員さん、ご心配しておられるような内容については、今、その段階では全て網羅されているというようなことで、今、作業準備を進めております。後でご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この間、町が主張している、例えば投票所の問題だとか、それから災害があった場合の使用だとか、そういうものはどこまでこの契約に載せていくとしているか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これについては再三申し上げておりますとおり、クラフティ様側が地域への貢献、貢献の度合い、そういった形で、4月の住民説明会、2度にわたる中でも、今、和田議員さんがおっしゃるようなことは一番心配しておられ、質問の中にも出ているところでございます、問い合わせにも。

そういう中で、それを十分反映する中で、今言った投票所の関係あるいは災害時での避難場所、避難所、そういうものは明確に契約書の中に盛り込むという形で素案をつくってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 災害の場合、地震とかそういうものを想定しているんですけども、もしそこで会社の事故があった場合はどうしますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、和田議員さんが心配しておられるような案件、例えば東日本大震災で市原のほうで石油コンビナートが火事、爆発して、その余震と爆風がこっちまで来たというようなことは、記憶に新しいところでございます。

しかしながら、クラフティ様の業務運営上、そのような会社の大事故につながるような業種ではないというふうに思っておりますので、それについては余りご心配なさらなくても結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、加藤喜男君。

[9番 加藤喜男君登壇]

○9番（加藤喜男君） この議案について反対の討論を行います。

今回の一般質問でも伺い、考えを述べておりますが、株式会社クラフティは20年以上も前に創業し、年商26億円の優良企業でございます。そのような会社に進出をしてもらいたいことはよくわかります。わかりますが、無償で貸すというのはいかがなものか。

同社ではこの4月、2カ月前より、新潟県湯沢町の廃小学校の校舎を年額200万円で借り上げたようございます。この湯沢町の廃校舎については、今回本町にご提示をいただいたようなコンセプト、OA機器類のレンタル、リース、修理、または廃校舎のスタジオ、校舎全体の映画セット、ほとんど本町と同じ活用をすることがホームページに記載されております。

災害時や選挙時には借りることができる条件とお聞きし、すばらしい相手であると思います。同社にお使いをいただくことは大賛成であります。ただ、無償で貸し出すところにいかがなものかと思っているわけでございます。校舎以外の体育館、グラウンドは無償で結構、校舎については有償にしていただければよかったですと思ひます。

それから、そもそも今回の議案ですが、先ほども質疑をさせていただいたとおり、契約書の案が資料として示されていないことあります。我々議会は、有償、無償いろいろ意見があるにしても、どのような契約内容になるのか契約書の案をお示しいただき、条例等と同様、その内容を審議させていただくところであり、この審議するところが議会であるというふうに思います。

無償貸与だけに的を当てて議決を経て、それなりの契約をさせていただくとすれば、先ほど町長も言いましたけれども、私は議会の軽視になると言つても過言ではないと思うところであります。

また、議案は議会運営委員会で協議をされるわけであります。審議に際し十分な資料が提出されているのか、調査、検討、協議をしていただきたいと思うわけであります。今回の事案であれば、無償貸し出しだけに特化した議案は議案として不十分であり、安易に受けるべきではなく、契約書の案を執行部に要求し、今回の定例会に間に合わないのであれば臨時議会を招集するなど、執行部と検討していただきたいと思うのであります。

以上、長くなりましたが、反対の弁でございます。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、御園生 明君。

[2番 御園生 明君登壇]

○2番（御園生 明君） それでは、私のほうから賛成討論をさせていただきます。

まず、無償貸付につきいさか疑義があるようでございますが、私は、次の観点から何ら問題もなく、むしろ長南町にとって、一番最初にこのような優良企業を誘致することについてつまずくことは、長南町の将来発展、地域活性化に大きな禍根、負の遺産を残すことになるものと考えます。したがって、この案件については、強く積極的に企業誘致をしていくべきものであると賛成いたします。

まず、無償貸付についてでございますが、第1点目といたしまして、地域活性化、雇用創出に貢献できる期待度が非常に高いものであります。

2点目として、住民説明会でも、地域住民が行うイベントなどで利用する場合、無償で貸し付けてくれる点でございます。

3点目として、早く企業進出が決定すれば、維持管理経費が企業負担となるもので、町の財政負担が著しく圧縮・軽減できます。

4点目として、企業誘致を推進していく上で、一般的には固定資産税相当額の奨励金が必要であるが、町としては、それにかわる支援策として、現時点では新たな財政負担を伴わない無償貸付が一番望ましいものと考えるからでございます。

以上4点が、大きな無償貸付となる最適な柱、骨格部分と考えます。

よって、私はこの議案に賛成するものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 財産の無償貸付につき議決を求ることについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第4、議案第3号 土地の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 1点目は、議員控室に地図を貼りつけてあったのを見たんですけども、それによりますと、「あしたの国」の借りる部分と、それから太陽光発電をしていく企業の借りる場所が、かなり「あしたの国」のところが離れていると、それはどういうことでそうなったのかということと、それから太陽光発電は、この間の議会でも言わっていたんですけども、あと20年ぐらいしかもたないのではないかと。その後は産業廃棄物になってしまいのではないかと。その後、民間企業に売り渡すのはいいんですけども、そういうところの利用がされなくなった場合はどうしようとしているのか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） まず1点目の、モルゲンランドがちょっと土地が離れているということでよろしいでしょうか。モルゲンランドのほうは、都市計画区域ということで、ある程度、教育施設ということで、場所的には区域の一部なんですが、この開発区域の山林もモルゲンランドが所有しております。それは森林法とかの関係で、モルゲンランドはそのままになっておりますので、開発区域のちょっと外れた山の周辺にもそういう土地が残っているということで、その払い下げを今回いたしますので、ちょっと離れたところにあるということになります。

もう一点の太陽光発電につきましては、20年間が施設の限界なのかなというご質問、その後どうなるのかということかと思いますけれども、そちらにつきましては、今回、太陽光発電につきましては、茂原発電所合同会社、そちらのほうが事業を実施いたします。所有のほうは、Wood Riverというところが所有をするわけですが、20年間はその機器が、確かにそれぐらいはもつということで、その後もし変えたりするようであれば、今度、Wood Riverのほうで、そちらのほうを少し機械を変えるような経費も残るということですので、そちらのほうで引き続きやっていくようなことは聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） ここに太陽光パネルがかなり多く設置されるんですけども、それによるいろいろな被害や何かは出てこないのか、そのところをお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほど和田議員さんのほうから、パネルによる被害ということでご質問があつたと思うんですけども、今現在、これにつきましては、森林法と都市計画法、太陽光パネルについては森林法の許可の申請の手続をしているところでございます。まだ許可のほうは出ておりませんが、その点も含めまして開発事業者へ審査をしているところでございます。一部、一般質問のほうで、風による被害とか、あとは反射等の被害等も懸念されるという質問がありましたけれども、その辺も含めて県のほうで今審査をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに。

5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 単純な質問で、教えていただきたいことですけれども、1.9ヘクタール程度を売却することになると、固定資産税は課税の対象になっていくんでしょうか。それはいつごろから課税になるのか、そういう単純な質問なので、金額等は結構です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） ただいまの森川議員さんの固定資産税の関係ですけれども、今年、所有権が移るのであれば、来年の1月1日の新たな所有者がここに所有権移転されますので、来年は課税をさせていただきます。課税の内容については、現況の地目によっての課税になってまいります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 売渡先の、先ほどのWood Riverという会社が合同会社でございますが、調べてみると、会社には合同、合資、合名、株式と4つぐらいあるということですが、合同会社は手続が簡単で、株式でお金を調達したり上場したりする予定がない人は合同会社とするようで、登録免許税も6万円で会社がつくれるということ、今回の売渡先であるWood River、この土地の買い上げに特化した会社なのかなと思いますが、どのような目的を持つ会社で、いつごろできて、どのぐらいの資本金があるか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまのご質問ですが、登記簿謄本の中のことについて述べさせていただきますが、まず目的につきましては7つほどございます。1つ目が不動産の所有、売買、仲介、管理、保有及び賃貸業、2つ目としては不動産信託受益権、その他金融資産の運用業、3つ目が有価証券の保有、運用、管理及び売買業、4つ目として建築工事、土木、電気工事の設計とか監理等請負です。5つ目が損害保険代理業、6つ目としては、各号に附帯または関連するコンサルティング業、また、各号に附帯または関連する一切の業務ということで、7つほどの目的を持っております。

また、会社設立につきましては平成28年9月8日でございます。また、資本金につきましては10万円でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） ちょっと考え方をお聞きしたいんですけども、たしかここは68ヘクタール近くあったと思うんですけども、場所的に、圏央道からグリーンラインと、先を勘ぐってはいけないんですけども、今後、東京のオリンピック等で開発が先行された場合に、余った土砂の処分場としては非常にいいところだとうふうに思っているんですけども、例えば今回、太陽光発電等で事業地として公衆用道路が払い下げになるわけなんですけども、そういう将来的なことを考えた場合に、公有財産があった場合には、悪い開発と言つ

てはいけないんですけれども、マイナスの開発等があった場合に、こういう公有財産があったほうが抑止につながってくることが考えられるんですけども、先ほども何回か質問されていますけれども、そういうふうなきが想定される場合、契約条項の中に、例えば原型復旧に復元するとか、そういうやつを盛り込むことは可能なんですか。その辺だけ答えていただけませんか。

公有財産を今回払い下げるわけなんですけれども、例えば事業が頓挫するとか、当然、太陽光発電ですので、今、非常に単価も下がってきて、今後とすると不安視されているんですけども、そういうことが想定された場合に、今ある契約の中に、例えば、公有財産が負の開発とか何かになった場合に抑止力になると思うので、そういうふうな開発が頓挫されて想定される場合、そういう規定を盛り込むことができるのか、その辺について答弁いただけますか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君）　ただいま仮契約をしているところなんですけれども、今の仮契約上はそういう文言は入れてございませんが、はっきりここでは言えないんですが、多分、盛り込めるのではないかと個人的に思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君）　それではよく精査して、もし盛り込めたら、万が一のことも想定できますので、その辺のことをよろしくお願いします。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 土地の処分についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君）　起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君）　日程第5、議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 総務管理費、工事請負費400万円、それから、保健体育費のこれも工事請負費で448万円ということで、個人的に資料は、図面はもらったんですが、図面が添付されていなかったということで、事務局を通してお願いしたところ、先ほど図面をお配りいただきまして、誠にありがとうございました。

このうちの東小学校の消防機庫の前の関係ですが、学校教育課にお聞きをしましたところ、東小学校の消防機庫のところですが、乗車は6名であると。給田側にある県道の橋から渡ってくる児童がいるのかなと思ってお聞きしたら、それはいないと、全て芝原側から6人が集まるということでお聞きしました。

消防機庫の前に集まるということで、芝原側から県道を通ってくるということで危険だということで、ここに歩道をつくるんだということでございますが、全部の児童が芝原側から来るということで、誰も橋を渡ってくる人はいないということのようでありまして、東小学校の拡張をしたモータープールで一旦乗せる考えも、当時は多分検討したとも思いますが、バスが中で曲がれないとか、曲がると時間がかかるとかあったんでしょう。

その辺をちょっとお聞きしますと同時に、図面をいただいた、黄色が2つありますが、これがスロープということで、図面の右側のスロープですが、そのスロープの先については、少しL型か何かで広いところがもう既にできているわけでありますし、この歩道を400万かけてつくるよりも、手前でバスを、道路にちょっとはみ出るかもしれません、とめさせて乗りおりさせたほうが、この歩道をつくったとしても、ここを通すよりは安全ではないかという気がしてならないわけあります。

東小の中で回転できない何か理由があつてだめなのか、こういうふうなことで、黄色のところを拡張するような考え方もあるとは思いますが、その辺、いかがかお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君） 加藤議員のご質問でございますけれども、東地区のスクールバスは大型であるということから、中に入つて転回するのは非常に厳しいことが一つあり、また、その場所も、駐車場も民間業者に貸し付けるということですので、車がとまっていた場合、かなり厳しいことがあります。

また、駐車場入り口の右側スペースに拡張すればということなんですけれども、拡張の面積も限られておりますし、ここに大型バスが停車するということは、その先にカーブもありますので、交通に非常に危険だということで判断いたしました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） この間、聞き間違えたかなと思ってちょっと質問ですけれども、歳出で8ページ、保健体育費、給食施設費なんですけれども、この190万円、食器・トレー洗浄機使用料、これはリースで入れかえ

るという話でしたか。リースで190万もするのかなと、1年間で。買うとどのくらいの値段かお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君）　食器・トレーの洗浄機、今回、リースで交換をお願いしたわけなんすけれども、一括で購入しますと1,374万程度の大型機械でございます。これを5年間のリースということで、今回、月額22万8,960円の8カ月分ということで、約190万を補正させていただいたところです。1年間はちょっと計算していませんけれども、1カ月22万8,960円でございます。

今回、制御プログラムという不具合が生じまして、本来はコンベアとかは動かせない状態なんですけれども、洗浄ポンプという連動する回路に設定接続して応急処置をしている状況でございます。この製品も18年以上が経過しておりますし、部品供給が終了しているということで、このまま使用していますと事故発生の可能性も高いということと、なおかつ高額な1,400万近いものでございますので、今回リースとさせていただいたところです。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　月額22万だと12カ月で260万円、5年間だと1,300万円、同じくらいになると思うんですけれども、これは、やはり機器が進化するとか、そういうことで考えていいくんですか、リースにした理由というのは。5年間で1,300万になるじゃないですか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君）　5年間のリース料が1,370万で、一括で購入した場合は1,205万円でございました。申しわけありません。訂正させていただきます。支払い額、5年間の増ということで、169万ほど支払い増ということになります。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君）　5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　その169万円分あるんだけれども、要は、買ったほうが安いんだけれども、その選んだ理由というのも聞かせてほしいんです。メンテナンスとか、そういう理由を確認したい。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、浅生博之君。

○学校教育課長（浅生博之君）　給食設備につきましては、これからも、まだ古いものが多くて、今後も交換を要するものが多く、加えまして結構高額なものが多いですから、月々払いといいますか、リースで平準化して払うということでお願いしたいと考えています。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第6、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

[12番 和田和夫君登壇]

○12番（和田和夫君） 今まで西野さんが総務課長等を行ってきた、そういうことは全然否定するつもりはありませんけれども、もし固定資産評価の問題が出てきた、そういうふうになったときに、本当に町民の皆さんの立場に立って公明公正な評価ができるのか、そういうところで疑問があります。また、これからについても、職員のO Bの固定資産評価審査委員は入れないほうがいいと思いますので、反対をしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、丸島なか君。

[11番 丸島なか君登壇]

○11番（丸島なか君） 賛成討論をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会の委員は、納税者から固定資産課税台帳に登録された価格に対して不服の申し出が

あった場合に、その内容を審査決定することあります。西野委員の再任については、元役場職員でもあり、長年町の要職を経験され、人格、識見ともに豊富なことから、固定資産評価審査委員として中立の立場で調査、その他の事実審査を行うには適任であると考えておりますので、賛成をいたします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めるについてを採決します。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については同意することに決定しました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第7、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について及び日程第8、発議第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを一括議題とします。

発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を求めます。

11番、丸島なか君。

[11番 丸島なか君登壇]

○11番（丸島なか君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、その教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらに

は経済格差から生じる教育格差・子供の貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度に向けての予算の拡充をしていただきたい。

震災からの教育復興にかかる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかる予算をさらに拡充すること。

子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで、一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、発議第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 確認でございますが、子供たちと子供たちによりよい教育の保障という子供たちというのは、日本国籍を有する日本人ということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） そのとおりだと思います。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成29年第2回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 3時13分)